

## 外来感染対策向上加算に係る院内掲示

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。
- 当院外来においては、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせる疾患の外来診療に対応します。
- 感染管理者が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。